

○地域の学校教育のあり方を考える会設置要綱

平成24年4月26日教育委員会告示第6号

(目的)

**第1条** この要綱は、多可町の子どもたちにとって望ましい教育環境を実現するのに必要な学校の規模や配置について検討するために設ける「地域の学校教育のあり方を考える会」（以下「考える会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 考える会は、地域の学校規模適正化等について検討するとともに多可町全体の学校規模適正化に向けた情報を共有するものとする。

(所掌事務)

**第3条** 考える会は、次に掲げる事項について検討し、多可町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に意見書を提出する。

- (1) 小学校の規模の適正化に向けた具体的な方策について
- (2) 中学校の規模の適正化に向けた具体的な方策について
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

**第4条** 考える会は、30人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校・教育関係者
- (4) 識見を有する者

3 委員の任期は原則として意見書の提出までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 考える会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は考える会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ決めておいた順位に従い、その職務を代行する。

(会議)

**第6条** 考える会は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

4 会議は公開とする。ただし、委員の申し出があれば、会議に諮り公開しないことができる。

5 会議の会議録は、考える会の承認を得て公開するものとする。

(部会)

**第7条** 会長は、必要に応じて考える会に部会を置くことができる。

2 部会の構成員及び部会長は、考える会委員の中から、その都度、会長が指名する。

(関係者の出席)

**第8条** 考える会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(傍聴)

**第9条** 会議は、会長の許可を得て傍聴することができる。ただし、第6条第4項により、秘密会としたときは、この限りでない。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議結果の報告)

**第10条** 会長は、会議の結果を教育長に報告するものとする。

(庶務)

**第11条** 考える会の庶務は、教育総務課において処理する。

(補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、考える会の運営について必要な事項は、会長が考える会に諮って定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年2月26日教委告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年3月27日教委告示第3号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年5月28日教委告示第8号)

この告示は、平成2年6月1日から施行する。

**附 則** (令和2年7月30日教委告示第9号)

この告示は、平成2年7月30日から施行する。